

令和 8 年第 2 回東北町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程（第 2 号）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

◎一般質問

○議長（田嶋 悟君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問の通告は 3 名であります。

通告順に発言を許します。

次に、11 番、岡山粕男議員は一問一等方式による一般質問です。岡山粕男議員の発言を許します。

〔11 番 岡山粕男君登壇〕

○11 番（岡山粕男君） 改めまして、こんにちは。11 番、岡山粕男です。一般質問をさせていただきます。

24 年夏に、小売店から米が消えたという記事がありました。価格急騰を招いた令和の米騒動が常態化しているところであります。政府は、25 年の 3 月から備蓄米を市場に放出しましたが、値下げ効果は限定的でありました。農家を取り巻く環境は悪化しているところであります。中東情勢の影響で、資材や燃料は値上がりが続く見通しであります。米下落と二重苦が農業経営を圧迫しているところであります。

東北町内の農家の中には、10ヘクタール以上の米の作付農家も出てきているところであります。中に生産を効率化し、コストを下げる施策を講ずるべきと考えるところであります。特にその点を主張しながら質問させていただきます。

1 点目の水田の現状と対策についてであります。近年の町内の水稲作付面積

がどのように変わってきているのかを伺いたいと思います。その面積の状態を示していただきたいと思います。

町内に存在する土地改良区の水田の整備状況であります。区画はされているものの、非常にぬかるんで、機械の操作が非常に難しい状態が続いています。特に土場川周辺の土場川土地改良区の基盤整備事業を見るときに、非常に作業が効率的に進んでいるというふうに見ています。そのほかに、才市田地区にもモデル事業として基盤整備がされた水田が見受けられます。そして、豊田地区にも基盤整備がきちっと整備されている。その中に、耕作放棄地が一つも見受けられない効率的な水稻作付がされているというふうに見ております。

そんな中で、3点目でありますけれども、基盤整備がされていない地区の整備の考えを、町長の考えを伺いたいと思っています。

4点目に、山間地の放棄地の増大により、特に米にカメムシの発生が非常に多くなっているというふうに伺ってございます。カメムシの被害が出ると、米価の価格も大きく下げられます。そして、規格は等外に下落させられるというふうな状態であります。

そんな中で、特に山間地の耕作放棄地の増大により、用排水路の整備などが非常に進みにくくなっている。そんな中で、この整備にも取り組んでいかなければならないだろうというふうに思っておりますので、取組姿勢について伺いたいと思います。

それから、大きく2点目でございます。耕作放棄地の現状についてであります。この答弁は、農業委員会の会長出席していますので、農業委員会の会長に求めたいと思います。

先ほど申しましたように、耕作放棄地の増大によりカメムシの発生など、非常に被害が甚大になってきております。この放棄地の面積がどのぐらい町内にあるのか伺いたいと思います。

2つ目の農業委員会委員によるこの放棄地解消に向けた取組が議論されているのか、その辺も含めて農業委員会の会長さんに答弁をお願いいたします。

3点目の老人福祉センター等の入浴施設と公衆浴場との競合問題について伺います。老人福祉センターの浴場使用者の中に、老人以外の無銭入場者がいると伺っております。その状況は事実なのか伺いたいと思います。

民間浴場と競合する公的施設の運用策の考えについてであります。公的な施設の料金は、民間の入浴施設の入浴料と比較すると大分安く設定されております。このことが民間の入浴施設に対する圧迫感が出ているというふうに伺ってございます。この点についても考えを伺いたいと思います。

以上、答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

〔町長 長久保耕治君登壇〕

○町長（長久保耕治君） それでは、11番、岡山粕男議員のご質問にお答えをいたします。

一般質問通告のありました質問事項1の水田の現状と対策についてお答えをいたします。質問要旨の1点目、近年の水稲作付面積の動向はどのようなになっているか示せについてであります。まず全国及び青森県の動向を申し上げますと、農林水産省によると、全国で令和3年から令和7年までの直近5年間で、約156万ヘクタールから、およそ2.5%減少した約152万ヘクタールとなっており、青森県内に限りましても直近5年間で、約5万100ヘクタールから、およそ1.6%減少した4万9,300ヘクタールとなっております。

続いて、東北町の動向を申し上げます。令和3年から令和7年までの直近5年間にしましては、約1,558ヘクタールからおよそ2.2%減少した約1,523ヘクタールとなっており、全国及び青森県と同様に減少傾向にあります。

次に、2点目の町内に存在する土地改良区の水田の整備状況を伺うについてであります。町内には現在5つの土地改良区がありますが、基盤整備事業等の実施中の改良区があるほか、既に一部地域で事業が完了している改良区もございます。また、現在事業化に向けて検討しているものの、実施に至っていない土地改良区もあると聞いております。

町といたしましては、検討中の事業も含め、土地改良事業が円滑に実施されることが町の農業のさらなる発展に寄与するものと考えておりますので、引き続き土地改良区と連携し協議してまいりたいと考えております。

次に、3点目の基盤整備がされていない水田の整備の考えはないか伺うについてであります。農地の基盤整備にしましては、土地改良法に基づき土地改良事業を施行することを目的として設立された団体であります土地改良区が

主体的に活動していただくものと認識しております。また、土地改良区がない地域においては、水利組合等の任意団体が地域の意見を取りまとめて青森県に基盤整備を要望することで、県が実施主体となる基盤整備事業に参画することが可能となっており、現在1組織にて実施しているほか、事業化に向けて協議している組織もございます。

町といたしましても、引き続き要望があった際には、県を交え協議してまいりたいと考えております。

次に、4点目の山間地の放棄地の増大による用排水路の整備をどのように取り組んでいるか伺うについてであります。まず用排水路に関しましては、受益者である農業者が営農活動の一環として維持管理していただくものと認識しております。用排水路の維持管理の費用に関しては、集落協定等を策定することで国の補助金である多面的機能支払交付金等を活用することが可能となっており、ところでございまして、現在町内において同制度を活用して維持管理を実施している地域が8組織ございます。

町といたしましても、常に同制度の活用に関する相談を受け付けており、必要に応じて協議を進めているところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問事項2の耕作放棄地の現状と対策については、質問者からのご指摘のとおり、農業委員会に関する質問でございますので、農業委員会会長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、質問事項3の老人福祉センター等の入浴施設と公衆浴場との競合問題についてお答えいたします。質問要旨の1点目、老人福祉センターの浴場利用者の中に老人以外の無銭入浴者がいると聞くが、その状況を伺うについてであります。老人福祉センターは地域の老人に対して健康の増進、教養の向上及びリクリエーションのための便宜を総合的に供与し老人福祉の増進を図るとともに、併せて地域住民に対し、その利用の場を供与して住民の福祉向上を図るために設置されている施設であり、広く町民の方々にご利用をいただいております。

入浴料については、65歳以上の方と小学生未満は無料としております。65歳になられる方には無料利用許可証を送付し、入浴の際は持参し提示いただい

おります。また、有料の方には、券売機にて入浴券を購入して利用していただいております。以上のことから、無銭で入浴している方はないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、質問要旨の２点目、民間浴場と競合する公的施設の運用策の考えはないか伺うについてであります。町内の民間浴場につきましては、地域住民の日常生活を支える重要な役割を担っており、長年にわたり地域福祉や地域コミュニティの形成にも大きく貢献されているものと認識しております。

一方、上北保健福祉センターや東北町老人福祉センターなどの公的施設につきましては、高齢者福祉や健康増進、住民福祉の向上を目的として設置されている施設であり、特に高齢者や交通手段に制約のある方々にとって身近な入浴機会を確保する役割を果たしております。

ご指摘のとおり、公的施設の利用料金が民間浴場と比較して安価であることから、民間浴場との競合が生じているのではないかとのご懸念については、町としても一定の理解をしているところであります。

しかしながら、入浴施設の利用につきましては、料金のみならず、泉質や設備、営業時間、立地、清潔感、施設の雰囲気など、利用者それぞれのニーズや好みによって選択されているものとも考えております。

そのため、公的施設の存在のみが民間浴場の利用状況に直接影響しているとは一概に言えないものと認識しておりますが、民間事業者との共存共栄を図っていく視点は極めて重要であると考えております。

今後につきましては、公的施設本来の設置目的や住民サービスの維持を基本としながら、利用実態や民間浴場への影響等も注視しながら、営業時間や利用対象、料金体系の在り方などについて必要に応じて調査検討を行ってまいります。

また、民間浴場関係者の皆様のご意見も伺いながら、地域全体として持続可能な入浴環境の確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（田嶋 悟君） 農業委員会、乙部会長。

〔農業委員会会長 乙部繁作君登壇〕

○農業委員会会長（乙部繁作君） 農地を守り、生かし、担い手や後継者を応援

する、これが農業委員会の基本理念であります。

改めて、皆さん、こんにちは。それでは、質問事項２の耕作放棄地の現状と対策について、町内全体の平地と山間地、それぞれの耕作放棄地の面積を伺うについてお答えいたします。

質問（１）、町内全体の平地と山間地、それぞれの耕作放棄地の面積について伺うであります。令和６年度の農地面積は水田面積が３,０５０ヘクタール、畑地面積は４,９３０ヘクタール、合計７,９８０ヘクタールとなっております。そのうちの耕作放棄地面積は、平地面積が１８ヘクタール、山間地面積は９４ヘクタールで、農地面積の約１.４％に当たる合計１１２ヘクタールとなっている状況です。

加えて、７年度の農地パトロールにおいて畑地の平地面積は２０.７ヘクタール、同じく畑地の山間地面積は７.１ヘクタールで、合計２７.８ヘクタールの耕作放棄地が発生しており、現在確認しているところによると、その面積は平地面積が３８.７ヘクタール、山間地面積が１０１.１ヘクタール、合計１３９.８ヘクタールとなっております。

次に、質問要旨（２）、農業委員会委員による放棄地解消に向けた取組をされているか伺うについてお答えいたします。耕作放棄地とは、過去１年以上作物の作付や管理をしておらず、今後も作付の意思がない農地が定義となっておりますが、主な要因として農家の高齢化、後継者不足、農業資材の高騰、相続による管理困難などが要因となっております。

また、耕作放棄地は、単に個人の問題ではなく、周辺農地への悪影響や地域全体の農業生産力低下を招きます。長期間放置された農地は、雑木が生い茂り、再生には重機や大量の労力が必要となります。

このようなことから、農業委員会では毎年８月から１０月の期間に１０日間、農地パトロールを実施しております。農業委員と職員が農地の利用状況について現地確認し、耕作放棄地の農地所有者に対しては農地利用意向調査を通知し、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を利用するのか、誰に貸付けするのか、また自ら耕作するのか等、今後の農地の利用意向について調査しております。

また、農業委員の推進活動として、各農家を戸別訪問したり、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止などについて意向調査を実施し、活動記録簿とし

て提出しております。その意向調査を基に農地管理事業や農地マッチングアプリを推進し、耕作放棄地の解消に努めております。

さらには、今後の再生利用困難と見込まれる荒廃農地については、所有者に対し非農地通知を送付し、農地以外の地目に変更してもらうことも必要になると考えております。この場合、個人の意思決定が必要となりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

なお、詳しいことについては局長がお答えしますので、よろしく申し上げます。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） 再質問をさせていただきます。

近年の水稻作付面積動向についてでございますけれども、答弁の中では2.2%減少しているというふうにお答えしております。今後5年を見据えたときに、この数字がどのように変わっていくか、想定される考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（田嶋 悟君） 農林水産課長。

○農林水産課長（舘崎裕之君） お答えいたします。

町独自の算定は行っておりませんので、青森県を参考にお答えいたします。最近の傾向だけではなく、長期的な傾向を踏まえますと、青森県、直近15年の水稻の作付面積は毎年約0.3%ずつ減少しております。よって、5年間で約1.5%の減少見込みとなっております。

東北町においても同程度の減少が見込まれることから、5年後における水稻の作付面積は、約1.5%減少した1,500ヘクタール程度になるのではと想定されます。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） これから1,500ヘクタール台に減るということでございますので、米の生産、非常に担い手は期待しながら面積の拡大等を図っている中ではありますので、減る考え方は何が要因とされるのか。さっき農業委員会の説明では、担い手不足ということは、高齢化とかというふうな答弁をしてい

ましたけれども、そういうことがこの水田の作付面積の減少につながるのか、その考え方はどうでしょうか。

○議長（田嶋 悟君） 農林水産課長。

○農林水産課長（舘崎裕之君） お答えいたします。

確たるものはございませんけれども、先ほど農業委員会会長さんのご答弁にありましたように、担い手不足と高齢化による離農等が要因となっていると思われます。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） この件はこのぐらいでやめますけれども、基盤整備事業についてでございます。町長の答弁では前向きに進めるということでございますので、改良区の主体的な活動次第だというふうな答弁でございました。改良区が当町に5つあるわけでございます。本庁舎の隣に改良区が4つ入っている建物もございます。その改良区の中で、4つの改良区トータルすると約1,099ヘクタールになります。これ、私が調査した結果でございます。特に大きい面積を抱えているのが沼崎土地改良区481ヘクタールです。そういう状況の中で、私個人的に調べたときに、大堰改良区、ここの面積が隣の七戸町に所在する面積のほうが多いのです。非常に多いので、東北町に所在するのがここの大堰組合の中には162ヘクタールあります。その中で東北町町内に所在する面積が60ヘクタールなのです。ここの基盤整備も含めてやるとすれば、七戸町と協議しながら進める必要が出てくる。これは実績として、土場川土地改良区が七戸町に所在する地域もあって、そこはうまくずっとやってきました。基盤整備やるについては、町の負担も伴うわけでございますけれども、その辺は町長の施策の中で検討していくべきだというふうに思っております。この質問についても前向きに取り組むということで、土地改良区の主体性だということでございますので、いろいろ土地改良区の実際に取り組んでいけない事情もあるやには伺っておりますけれども、土地改良区の理事者の人たちの考え方、今の現状をもっと理解しながら進めるべきだなと、私はそういうふうに思っております。その辺の説得力は町長次第だなというふうに思っておりますので、再度町長の思いを伺いたいと思います。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 岡山議員にお答えをいたします。

いろいろと土地改良区並びに農業者の現状をお伝えいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど農林課長からもいろいろお話がありました。水稻の作付面積並びにその耕作放棄地も含めてそうかと思えますけれども、やはりそういった部分で農家の意欲をどのように高めていくかということの総括したご質問だと思います。やはり主食米のみならず、農家が田んぼに向かってしっかりお仕事をしていくという、いわゆる様々なコンテンツといえますか、アイテムが必要になってくるかと思えます。それは主食米のみならず、例えば東北町の場合は酪農畜産が盛んですから、飼料米であったり、WCSであったり、また今、主食米が大変値段が高騰しているものですから、主食米のほうに移行はせよ、やはり輸出米だったり、新規開拓需要米という部分のカテゴリーもあるかと思えます。

農業者の皆様は経済人であります。当然単価、自分の経営に見合ったものに対して集中して投資をしながら経営をしていくのは、これは当然のことですが、やはり先般、この地域に野菜作が反映されたときに、野菜農家さんが持っていたこのリスクをどうやって回避していくかということです。それは、市場単価の問題になると思います。恐らくそういったものは今後の作付に影響してくるものではないのかなと思います。

町としては、そういった形の中で、水田を活用する前に、いわゆる水活の補助金に関して、他の地域よりもしっかり充当している部分があります。それは、やはり農家の方々にリスクを回避していただきながら、持続可能な水田経営にしていってほしいという思いであります。

そういったことも担当課のほうではしっかり広げながら、なおかつ先ほどから指摘があります、こちらのほうでも認識している労働力の高齢化の問題もあります。そういった中で、改良区さんといろいろと検討しながら、いかにして水田経営、水田の例えば作付だったりという実務というものを効率化していくかということがすごく重要になってくると思います。そういった部分に関して改良区のほうから要望があれば、農業者の負担、改良区の負担も出てくる、その部分に関してはお互いに創意工夫をしながら、できるだけ負担をなくすよう

な施策であつたり方向性もあります。そういったものもご紹介をしていただきながら、県と相談しながら、極めて効率のいい水田の形に仕上げて、なおかつ農業者の方々があまりリスクを取らないような形も、町のほうで、行政のほうでちょっと提案をさせていただきながら、できるだけ東北町の水田、また高収益の野菜等も導入をしながら、そういった団地も形成していくという、多面的なまさに体制でもっていろいろと行政としても指導してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） ありがとうございます。

次に、特に沼崎土地改良区の区域の中に市街化地域に分けられているところがあると思う。特に町なかに改良区の田んぼが見受けられます。この面積の比率、農振地域と市街化区域に分けられると思いますけれども、その面積区分が分かればお知らせいただきたいなと思います。

○議長（田嶋 悟君） 農林水産課長。

○農林水産課長（舘崎裕之君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。面積集計がなされているのかも含めて、手元にちょっと資料がございませんので、お答えすることができません。申し訳ございません。

○議長（田嶋 悟君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（甲地徳彦君） お答えします。

都市計画区域内の農地面積は109ヘクタールでございます。そのうち農振区域は39ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） 私、今沼崎土地改良区と言ったけれども、この面積は農業委員会の局長が説明した分と面積が合わないのです。そこは、ちょっと農業委員会の局長が間違った答弁をしたのかなと思いますけれども、沼崎土地改良区の中に全部で481ヘクタールあるのです。だから、この中で農振地域と市街化区域と分けられていると思います。だから、ここの面積の違い、確認という

ことがあればですけれども、今農業委員会局長が言ったのは面積がもう全く数字が合わないという状況なので、農林課の課長も今ちょっと分からないような発言しましたので、後ほどこれを教えていただきたいなというふうに思います。

なぜ私がここをただすかという、要するに基盤整備、この市街化区域が例えば農水省の基盤整備やるとき、この基盤整備は経営体育成支援整備事業という名称なのだそうだけれども、この事業を活用するときに市街化区域が対象になるのかということが心配されるのです。この町なかに点々と住宅があるわけですけれども、要するにモデル事業でやった地域の基盤整備を見ると、建物がほとんどない中で進んできましたので、だからその部分が心配されるなというふうに思うので、それを確認の意味で聞いているので、その辺は農林課長、例えばそういうときに市街化区域が対象になるのか、ならないのか、そこを教えてください。

○議長（田嶋 悟君） 農林水産課長。

○農林水産課長（舘崎裕之君） 答えいたします。

土地計画法に基づいて定めている市街化区域については、農業生産基盤整備事業の対象にはできないものと承知してございます。現在ほかの部分もございましてけれども、農業振興地域への整備計画のほか、都市計画のほうの兼ね合いもございまして、場所や事業等も含めて、そこら辺を考慮しながら協議していく必要があると思っております。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

岡山議員にお話ししますが、質問事項にない質問は……

○11番（岡山粕男君） いや、答弁に関わる質問をしていますので。

○議長（田嶋 悟君） はい、分かりました。

○11番（岡山粕男君） 土地改良進んでいない改良区が4つ存在しているわけですから、ぜひ米作農家を望んでいる方たちに基盤整備をして、今どんどん機械が大型化しています、大型機械がどんどん作業できるような土地改良をすべきだというふうに考えていますので、その辺を今後、やっぱり改良区が主体的に取り組むべきだという答弁でしたから、その辺はこれから町長側からもいろいろ改良区に指導しながら早めに進めていかないと、国の補助事業を確保しなけ

ればならない事情もございますので、その辺も含めて急いで進めていただければなと要望しておきます。

それから、土地改良区以外の農地の基盤整備、私がちょっと調査した中では、その土地改良区外の、要するに水利組合等を設置されている団体さんが今何かそういう基盤整備をしたいというふうな動きをしているやに伺ってございます。答弁の中にもありましたので、議長にお叱り受けまされども、これは答弁の中にもありましたので、お願いしたいと思います。

○議長（田嶋 悟君） お叱りではありません。

○11番（岡山粕男君） この中に事業をするとすれば、非常に事務に手数がかかるものがある。それから、農家の団体ですから、そういう作業は農家の人たちが非常に苦手としている部分ですから、こういう事業の支援体制、事務の専従者がいないので、事務職のお手伝いを町側としてできないものなのかなというふうに捉えていますので、その辺の考え方を伺いたいなと思います。

○議長（田嶋 悟君） 農林水産課長。

○農林水産課長（舘崎裕之君） お答えいたします。

町といたしましては、要望があった場合は、状況等を聞き取って整理しまして、県を交えて事業化に向けて協議していくこととしてございます。あくまでも事業主体は、基盤整備を行う地元の方々となっております。しかし、岡山議員がおっしゃるとおりサポートが必要な部分があると思いますので、その点に関しては相談を受けながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） ありがとうございます。要するに土地改良区外の水利組合が主体となっている地域、やっぱり東北町に結構、土場川地域、それから七戸川地域、沢の水を活用しながら、それをため池で確保しながら水田を営農されているところが結構あります。私の記憶では、赤川の地域、それから土場川の上流に岩渡沢川組合もあります。それから、大川という川があるわけですが、その地域にもあります。そういうふうな地域等も、上北地域にもありますので、その辺も含めながら、長い展望で基盤整備を計画していくべきだと。農業、得意の長久保町政でございますので、今後それも期待しながら

ら、私たちが健在でいるうちに、その夢がかなえばなというふうに思っていますので、その辺も含めて町長にお願いしていきたいと思います。

以上、この基盤整備等についての質問を終わります。

それから、次は農業委員会の放棄地の件についてお伺いをしたいと思います。農業委員会の中で、さっき答弁の中で、意向調査を実施しているということでございますので、意向調査の在り方として、担い手の農地集積状況が例としてあればお知らせいただきたいなというふうに思います。

○議長（田嶋 悟君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（甲地徳彦君） お答えします。

農業委員の農地利用最適化推進活動として、担い手への農地集積及び集約化の推進活動、遊休農地の発生防止、解消活動、農地中間管理機構との連携活動などあります。

実績といたしましては、農地中間管理機構を利用した実績であります。令和7年度は186.6ヘクタール、令和6年度は153.7ヘクタールが実績となっております。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） 私も面積も非常に大きいな、これだけ動いているのだなというふうなことで、農業委員の方々もいろいろ頑張っているなというふうな思いをしましたがけれども、非常にそういう意味では結構流動的にされているなというふうに伺いました。

次に、答弁の中で、荒廃農地の所有者に対して非農地通知を交付すると、そして農地以外の地目に変更してもらうというふうに答弁しました。この非農地通知、どういう通知、意味がある通知内容になっているのかということが分かれば教えていただきたい。

○議長（田嶋 悟君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（甲地徳彦君） 先ほど課長も答弁しましたが、農地パトロールを実施して、現状確認しまして、今後の農地の利用について、内容といたしましては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を利用するのか、次に誰に貸付けするのか、自ら耕作するのか、また営農する意思がないなどを調

査した結果を踏まえて、非農地通知書を送付して、法務局で地目変更を行うよう要請してございます。

内容といたしましては、貴殿、農地パトロールにおいて調査し、意向調査を実施した結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたので、お知らせします、こういうふうな内容でございます。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） 大体分かりましたけれども、この非農地、要するに地目を変更するということは農業委員会の権限ではできないと思います。法務局の管轄になると思いますけれども、そういうふうなことも、7年度からなので、事例がありますか。

○議長（田嶋 悟君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（甲地徳彦君） 事例と申しますか、まず農地を所有している方が自分で判断して農地でないということを法務局に申請して、そして法務局から町のほうに現地調査の依頼が来まして、そして職員と農業委員会で現地確認して、その結果を法務局に報告しております。これも地目変更になると。事例は、今年も何件かございます。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） 前段の説明もあって、委員長の答弁にもありました。非常に近隣の雑木が大木になるくらいになっている田んぼ等も見受けられます。そういうふうになると、他の作物にも非常に影響を及ぼすわけでございます。ですから、その辺も積極的にやっぱり処理する方法を農業委員会の業務として頑張っていただければというふうに思います。お願いしておきます。

次、老人福祉センター等の入浴施設と公衆浴場との競合問題についてちょっと再質問させていただきます。いろいろこの施設の目的があるわけでございますので、その辺は私も理解はしています。一番懸念されるのが無銭の入浴者がいないということですから、これはそうであることを望みたいというふうに思います。

この福祉センターの入浴時間が、私もあまり利用をしたことがないので分からないので、時間が何時から何時までされているのかなというふうに思いますので、その回答をお願いします。

○議長（田嶋 悟君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（和田俊光君） お答えいたします。

上北保健福祉センターも、東北町老人福祉センターも、同じく午前9時から午後9時までの利用時間となっております。

以上でございます。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） 12時間稼働しているな、非常に職員たちも大変だろうなというふうに思います。私もたまたま福祉センターのところを通ったら、警備保障の人がもう夕方、夕刻時間ですけれども、玄関の前に座っていた。警備保障を活用すると料金が発生するわけですが、さっきの答弁書を見ていると、入浴数見ると上北保健師センターと東北保健センターのトータルで9,963人入っている。これ200円取っているわけですから、200円掛けると199万2,600円なのです。私、警備保障がいるから、どのぐらいの費用がこの警備保障にかかっているのかということが気になっていました。その辺は、どのぐらい警備保障にかかっているのかなというのが分かればお願いしたいと思います。

○議長（田嶋 悟君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（和田俊光君） お答えいたします。

先ほど言いました利用時間について、午後9時まで職員がいるわけではございません。その部分について、時間外の代行業務を委託契約しております。それで、今年、8年の契約金額で申しますと、1施設当たり398万3,837円で契約しております。これは、どちらの施設も同額での契約となっております。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 岡山議員。

○11番（岡山粕男君） すごく警備保障に支払っているのだなというふうに、今びっくりしました。入浴料200円に入れるわけですが、民間の一番高いところで、これ温泉の名前言いません、450円。安いところは200円でやっているというふうなことから、この辺の入浴料を検討していくべきだなというふうに思っておりますので、その検討を期待しながら、時間ですので、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（田嶋 悟君） これで11番、岡山粕男議員の一般質問を終わります。